

福岡県小学校教諭普通免許状取得支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養護教諭免許状保有者のうち優れた人材を小学校教員として確保するため、小学校教諭普通免許状を取得しようとする者に対する免許状資格取得支援金(以下「支援金」という。)の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者に対して、予算の範囲内において交付する。

- (1) 福岡県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項に示されている養小併願の試験を受験した者のうち、小学校教員採用候補者名簿に登載された者であること
- (2) 採用候補者名簿に登載された年度(以下「名簿登載年度」という。)の翌年度4月1日から2年以内に小学校教諭普通免許状を取得する者であること

(支援対象経費、支援額等)

第3条 支援金の交付対象は、大学又は短期大学の授業料、入学検定料、入学金その他小学校教諭普通免許状を取得するために必要な経費(以下「授業料等」という。)とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 小学校教諭普通免許状の取得に不要な科目の履修に係る費用
- (2) 履修に当たって必ずしも必要とされない教材・補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 大学又は短期大学が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

3 支援金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 名簿登載年度 次年度に必要となる授業料等又は400,000円のいずれか低い額
- (2) 名簿登載年度の翌年度 次年度に必要となる授業料等又は300,000円のいずれか低い額

4 支援金の交付は、前項第1号、第2号ともに1人につき1回までとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、小学校教諭普通免許状取得支援金交付申請書(様式第1号)を、前条第3項各号で定める年度の3月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、小学校教諭普通免許状取得支援金交付決定通知書(様

式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第6条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、第11条に規定する支援金の請求を行うまでの期間において、小学校教諭普通免許状取得支援金交付申請書に記載した内容に変更があるときは、小学校教諭普通免許状取得支援金変更交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を変更し、小学校教諭普通免許状取得支援金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条の規定による交付決定及び前条の規定による変更交付決定を取り消すことができる。

- (1) 本人の意思により当該交付決定に係る資格取得のための履修を行わなかったとき
(災害、事故、病気、忌引き等の理由による場合を除く。)
- (2) 本人の過失により資格取得のための履修ができなかったとき
- (3) 当該交付決定に係る支援金の交付申請に関し虚偽の申請その他の不正な行為をしたとき
- (4) 辞退届出書(様式第5号)を知事に提出したとき

(実績報告)

第9条 支援金の交付決定を受けた者は、資格取得のための履修手続が完了したときは、手続完了の日から起算して1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、小学校教諭普通免許状取得支援金実績報告書(様式6号)により知事に報告しなければならない。

(支援金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、小学校教諭普通免許状取得支援金に係る額の確定通知書(様式7号)により支援金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の支払い)

第11条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき支援金の額を確定した後、支援金の交付決定を受けた者に対して精算払いを行うものとする。ただし、知事が支援金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、支援金の交付決定を受けた者に対

し、概算払いにより交付することができる。

2 支援金の交付決定を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、小学校教諭普通免許状取得支援金精算払（概算払）請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、知事に請求しなければならない。

- (1) 履修科目の内容を証する書面
- (2) 授業料等を証する書面

（支援金の返還）

第12条 支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、支援金の全額を返還しなければならない。ただし、第1号に該当するときを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第2号の規定により免職処分となったとき、又は死亡したときは、この限りではない。

- (1) 支援金の交付申請に関し虚偽の申請その他の不正な行為をしたとき
- (2) 名簿登載年度の翌年度4月1日から2年以内に小学校教諭普通免許状が取得できないとき
- (3) 採用日から5年以内に職員としての身分を喪失したとき（死亡退職、退職派遣その他これらに相当するものを除く。）

（状況報告）

第13条 支援金の交付を受けた者は、資格取得のための履修又は支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（支援内容の管理）

第14条 知事は、支援内容を管理するため、各年度の3月31日までに、支援管理台帳（様式第9号）を作成するものとする。

（書類の保管期間）

第15条 この要綱に規定する書類の保管期間は、次の各号に従うものとする。

- (1) 様式第1号から第8号までの各書類の保管期間は、提出された年度の翌年度から起算して10年とする。
- (2) 様式第9号の保管期間は、作成された年度の翌年度から起算して30年とする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。